

別表十三(十一)

5欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

(

別表十三(十一)

平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額の計算	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額	圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7
取得した試験研究用の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)		8

5欄

技術研究組合の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の94第1項」

又は

「平成23年旧措置法第68条の94第1項」

②区分番号に、「10366」

③当該別表十三(十一)5欄の金額(同欄の金額が7

欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))

を記載してください

法 0301-1311